

第4章 東大寺領大荆荘をめぐって

宇野 隆夫

北陸における著名な初期荘園の一つとして、富山県中新川郡立山町泉・寺田・若宮付近に比定される東大寺領大荆荘^{おおやぶ}がある。これについては従来、文献・絵図・歴史地理の方法によって多くの研究が積み重ねられてきている。この成果に加えて、1988年度に当地区の遺跡分布調査を実施した結果、いくつかの興味深い事柄が判明してきた。これらのことと踏まえて、大荆荘及びそれがもつ歴史的意義について、現在、知りえる限りのことを整理しておきたい。

1 研究史 (第14~16図)

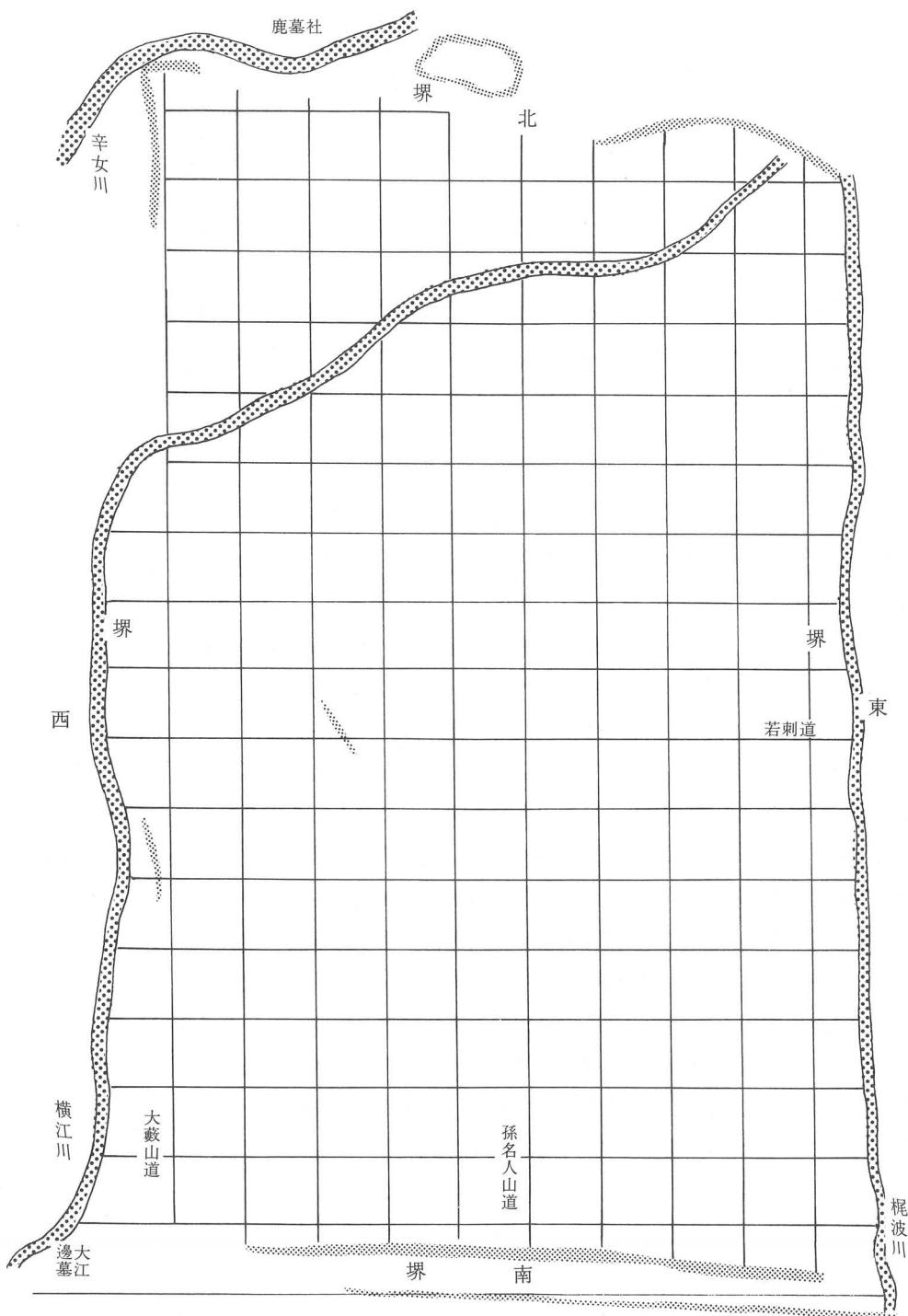
大荆荘に関する最も重要な資料は、東大寺正倉院に伝わる越中国新川郡大藪開田地図（天平宝字3年（759））と越中国新川郡大荆村墾田并野地図（神護景雲元年（767））である。

大藪開田地図には、条里の条数の記入はないが、条里の方眼を記す^①（第14図）。また西南端には大江辺墓、北に鹿墓社があり、東は梶波川が北流し、西は横江川が北流した後に東北流して荘域を横ぎることを示している。石原与作氏は、大江辺墓を富山県下最大の円墳である立山町浦田稚兒塚古墳にあて、その荘域を復原した^②（第14図）。また鹿墓社の旧社地も推定地北に隣接したという。

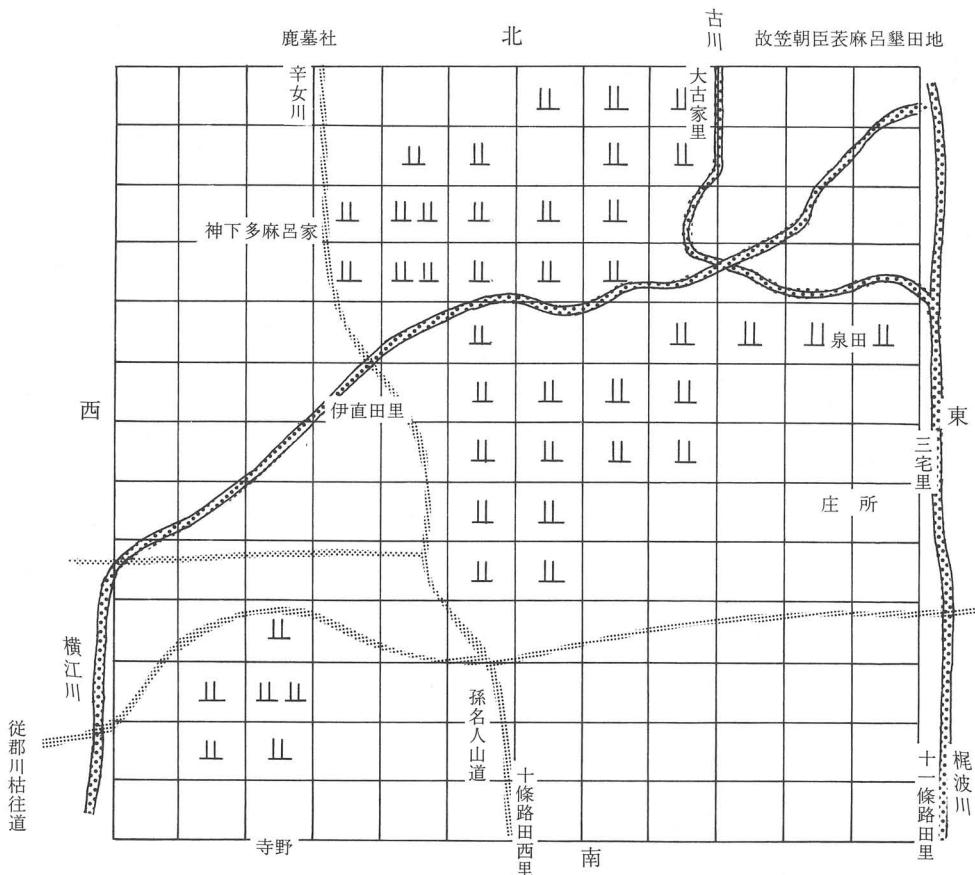
大荆村墾田并野地図では、10条・11条の条数を記し、11条1行6・2行6の2町歩の区画に荘家（庄所）のあることを示している^③（第15図）。また荘域の西北には、在地の土豪と推定される神下多麻呂家があり、南北に孫名人山道が、東西に従郡川枯往道がのびている。南北の道は山に通じる道であり、東西の道は郡衙と川枯郷を結ぶ道であるという。なお石原与作氏は、東大寺領丈部荘図から、郡衙は上市町正印に、川枯郷は立山町利田横枕遺跡に比定した。また山については不明であるが、南約9kmの立山上^{うわげえ}上末窯付近を想像したいところである。このように当地区は、横江川と梶波川の水運ばかりでなく、陸路も十字に交差する交通の要地であった。なお南北の里数については、里外の地であり、南3里に及ぶという。

この大荆荘の荘域は、150町歩であり、神護景雲元年（767）の時点では、19町1反60歩が開田され、130町8反300歩が未開野地であると記されている。

越中には、東大寺領荘園約4,200町歩の約四分の一が所在し、大きな位置を占めていたが、周知のように長徳4年（998）には、「右件の郡々田は荒廃数多にして、熟田幾くならず」と記され（『諸国庄家田地目録』『平安遺文』卷2），寛弘2年（1005）には東大寺勘納使が21年分の未納地子物を取り立てている。このように東大寺の初期荘園經營は大きくゆらぐが、東大寺



第14図 越中国新川郡大藪開田地図（天平宝字3年（759），正倉院蔵）

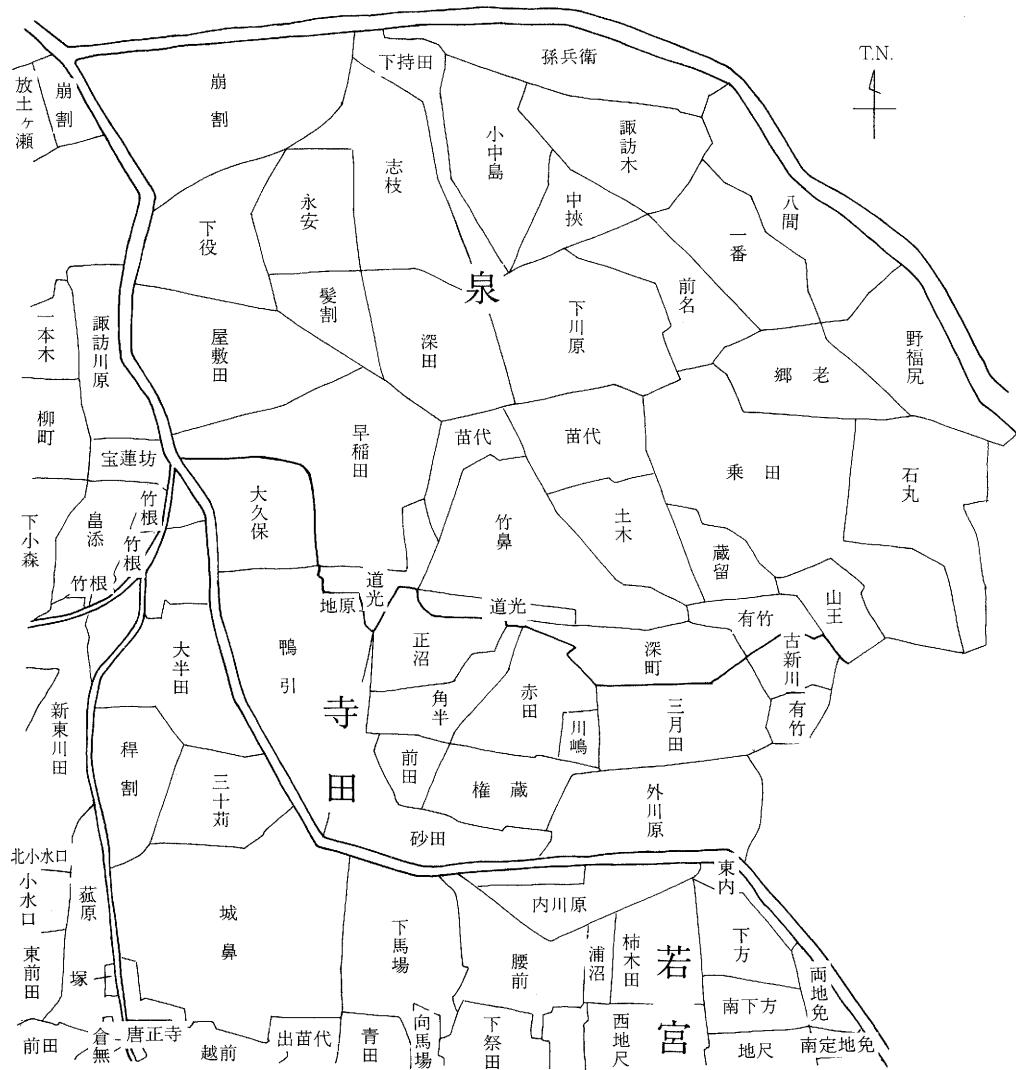


第15図 越中国新川郡大荆村墾田并野地圖（神護景雲元年（767），正倉院藏）

は以後も、その支配権を主張している。莊園絵図はそのための証拠書類であったらしい。

なお現在の地割には、方割地割の痕跡をほとんど留めていない（第16図）。ただし泉村・寺田の位置は、大荆村墾田并野地図の泉田・寺野の位置とほぼ対応し、莊家比定地の蔵留に接して、乘田の小字名が残る。また莊域比定地西南隅には水口、東の境に古新川の小字名があり、かつての姿の痕跡と考えられる。

このような基礎的な研究に加えて、初期莊園がどのような体制下で開発されたのか、退転の実態はどのようなものであるのか、その歴史的役割をどのように評価するかなどについても、多くの研究がなされている。それらをここで網羅することはできないが、藤井一二氏の研究に従い、以下の点を列挙しておきたい。



第16図 大荆莊比定地付近の字名

- ① 東大寺の墾田所有は、造東大寺司の設置（天平20年（748）初出）と密接な関係があり、当初は北陸を中心とし、後に他地域にも広まった。
 - ② 墾田の獲得法には、勅施入、買得、豪族の施入の3種がある。勅施入が、本来の在り方であるが、経営のための諸物資の確保や、政治的な背景から、買得田と豪族の施入田が増加した。
 - ③ 荘園の開発・経営は、郡司・地方豪族および新興の勢力（あわせて富豪層）に、依拠するところが多かった。

- ④ 荘域内の墾田・口分田を耕作する農民には、遠隔の本貫地から出向くものと、莊園付近に進出した開墾型集落に住むものとがあった。また開墾型集落には、三世一身法や墾田永世私財法の施行を契機として成立したⅠ類と、東大寺莊園の成立を契機としてそれとの関わりで発展したⅡ類がある。
- ⑤ 初期莊園が9世紀中頃から10世紀にかけて衰退していく主因は、郡司より下位の村落首長を中心とする勢力が、自ら「所」を構成し、莊地を侵略したり、耕作を忌避するようになつたからと考えられる。

2 遺跡分布調査の成果（第17・18図、第2表）

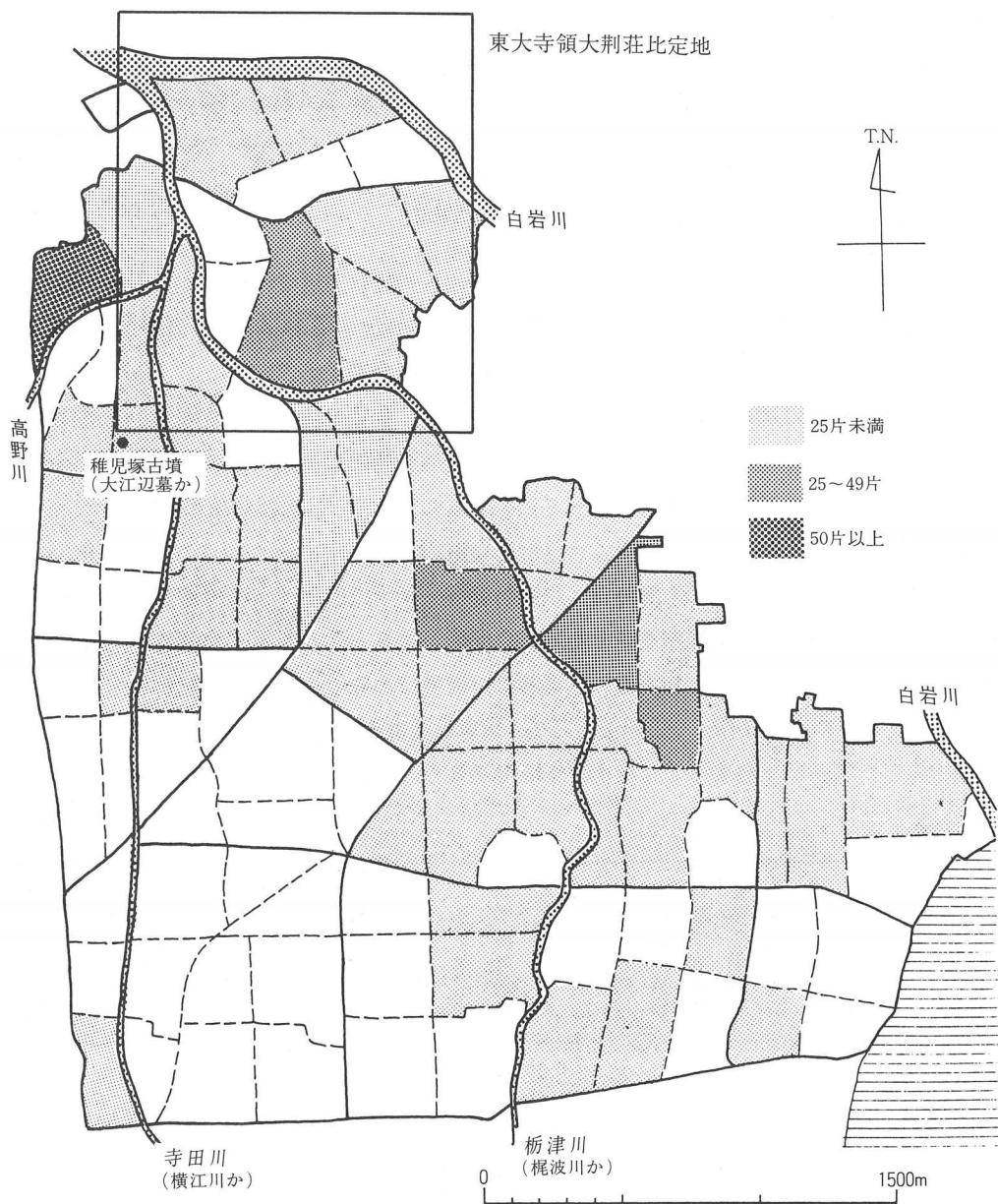
大荆莊比定地を含む常願寺川複合扇状地の扇端湧水地帯には、広くほぼくまなく古代の遺物が散布する（第17図・第2表）。この中に、散布が集中する地点が3個所あり、西から浦田遺跡、大荆莊比定地、辻地区の遺跡である（利田横枕遺跡は昨年度調査地区）。

採集した古代遺物には7世紀に比定できるものがなく、8世紀前半の資料は若干量が存在する。その八世紀前半代の遺物を採集できる地点が上記の3個所に一致することは興味深い。そして散布する遺物の大多数は8世紀後半～9世紀のものであり、以後は減少していく。ただし、全く遺物が散布しなくなるわけではなく、分散的に若干量が散布する。

大荆莊比定地において設定した遺跡は、泉藏留遺跡、泉下役遺跡、寺田川嶋遺跡、寺田正沼遺跡、寺田三十刈遺跡、寺田越前遺跡である（第18図）。これらのうち泉下役遺跡が、古代以後に成立したものであるのに対して、他の5遺跡は、断絶はあるものの、縄文ないし弥生時代以後、長く営まれている。その一つの理由として、後者の遺跡が旧河道に挟まれた微高地という、比較的安定した場所に立地することをあげうるであろう。ただし古代以前の散布量は少ない。

第2表 各遺跡の時代別遺物散布量（ゴチックが大荆莊比定地の遺跡、遺物破片数）

遺 跡 名	泉 藏 留 遺 跡	泉 下 役 遺 跡	寺 田 川 嶋 遺 跡	寺 田 正 沼 遺 跡	寺 田 三 十 刈 遺 跡	寺 田 越 前 遺 跡	利 田 横 枕 遺 跡	浦 田 遺 跡	浦 田 前 田 遺 跡	若 林 階 子 田 遺 跡	若 林 大 丸 A 遺 跡	若 林 B 遺 跡	辻 向 田 遺 跡	辻 宮 田 遺 跡	辻 下 宮 遺 跡	高 原 橋 場 遺 跡	高 原 下 大 門 遺 跡	高 原 諏 訪 遺 跡	高 原 早 稻 田 遺 跡		
縄 文		2	1	22	1	4	1	62					3	13	15	2	177	6			
弥生～古墳	5	4	6	3	7	6	34	24	1	2	4	3	79	19	7	7	15	8	5		
古 代	24	1	10	31	2	4	72	52	7	2	1	10	1	35	37	60	33	31	4	5	
中 世	12	2	3	21	2	10	12	11	58	4	2	5	18	16	30	15	49	29	7	11	1
近 世	11	12	6	29	2	19	8	9	26	3	2	3	16	9	21	32	38	61	39	17	105



第17図 古代遺物の散布状態と東大寺領大荆莊比定地



第18図 大荆荘比定地付近の古代遺跡

また大荆荘比定地に近接する遺跡として、浦田遺跡、浦田柳町遺跡、浦田前田遺跡、若宮A遺跡、若林階子田遺跡、若林大丸遺跡、辻遺跡、辻向田遺跡をはじめ、多数の遺跡を設定できた。これらの遺跡は、少なくとも8世紀末～9世紀にかけては並存し、当時の賑わいをうかがうことができる。

なお従来の調査によって、大荆荘比定地の南方約9kmに位置する立山町上末窯（須恵器窯）^{うわざえ}が8世紀後半～10世紀中頃と、大荆荘に一致する期間、操業していたこと及び、開発は扇端部にとどまらず、峡谷氾濫原や若干であるが扇央部にかけて及びつつあったことなどが判明している。

3 東大寺領大荆荘をめぐって

以上の分布調査の所見は、従来の見解と一致するところと、やや相違する点とがある。確実な考古学の所見は、発掘調査例の蓄積をまたなければならないが、現在の時点において考え得たことを示しておきたい。

(a) 荘域の比定について

大荆荘比定地において、遺物がほとんど散布しない帯状の地区を認めることができ、この地区は旧河道と推定できる（第17図）。現在の寺田川が、かつて莊域比定地西側から、この旧河道に沿って流れていたとするならば、大藪開田地図の横江川と一致する（第14図）。また砾津川は現在、西北流するが、かつて北流したと考えるならば、同絵図の梶波川に合致する。このように旧河道を、絵図にあわせて解釈できる地点は、付近に存在しない。

遺跡の位置と、大荆村墾田并野地図とを対比するならば、遺跡は野地と記されている部分に位置することが判る（第15図）。また遺跡は、従郡川枯往道と孫名人山道という十字に交差する道に沿うと考えられる。そして同絵図において、庄所とされる地区が泉蔵留遺跡に、神下多麻呂家と記す地区が泉下役遺跡に一致する。

このように、従来の莊域の比定と、遺跡分布調査による所見とはよく一致し、その比定はおそらく間違いないものと考える。

(b) 開発の契機について

常願寺川扇状地扇端部は、縄文・弥生時代以来、多数の遺跡が営まれたが、6世紀にはこれが減少し、確実に7世紀と認定できる資料は1点も採集できなかった。8世紀初めの頃、当地は、農業生産の潜在力に富むにもかかわらず、広大な野地（大藪）となっていたであろう。

8世紀前半になると、浦田遺跡、大荆荘比定地、辻遺跡と、3箇所で小規模ながら、集落が営まれるようになったらしい。その開発の開始が、8世紀初頭であるか、同第Ⅱ四半期であるかについては、分布調査のみでは判定しにくいが、8世紀初頭に遡る資料もごくわずかであるが存在する。すなわちこれらの集落は、藤井一二氏が開墾型集落Ⅰ類とする、三世一身法・墾田永世私財法を契機として在地有力者が開発した村にあたるものであった可能性が高いもので

あるが、それ以前に若干の人の居住が始ったらしい。これらの集落は、以後と比べると著しく小規模なものであったろうが、初期莊園が当地に設定される背景を考えるには見逃せないものである。

大荆莊が設置される8世紀中頃以後、特に8世紀末～9世紀にかけて、当地域には常願寺川扇端遺跡群ともいべき、大遺跡群が形成された。その範囲は、大荆莊域よりも、はるかに広大であり、大荆莊150町歩を開墾するために集められたものとは考え難い。

当地区に初期莊園が置かれた意義は、むしろ莊域以外の開発が、おそらくは大荆莊と深くかかわりながら急速に進展したことにあると考えられる。この意味で、これらの集落は、藤井一二氏のいう開墾型集落Ⅱ類にあたるであろう。このことを可能としたものの一つは治水・用水網の整備というような技術の導入であったかもしれない。大荆莊に先行する3遺跡のうち、大荆莊は最も不安定な地に立地し、莊域が維持されることは、当地域全体が維持されることにつながったであろう。

またこの頃、大荆莊と密接な関係をもちながら、立山町上末窯^{うわざえ}が創業された。窯業を営むには、粘土の採掘と燃料の採取という権益が必要であり、従来は上市町の新川郡衙周辺においておこなわれていた。このことから東大寺領大荆莊は、手工業生産を管掌し、山野の用益権にまで関与していた可能性が高いと考える。

このように東大寺領大荆莊の莊家は、莊域の開発と維持ばかりでなく、当地域の郡衙的な役割を荷っていたように見える。東大寺には国家的機関という側面と、私的権門という側面とがあり、その評価は難しいところがあるが、8世紀中頃における窯場の移動^①という現象は、北陸において広くみることができ、国家体制の大きな転換のはしりが表われたものと考えたい。

このように当地域の開発は、8世紀前半と8世紀中頃の二つの契機を経て急速に進行した。

(c) 莊園絵図の理念と実像

絵図とは、客観的な地図ではなく、製作者の権利の主張を含む理念の表現とみてよいであろう。それに対して考古資料はその実態を反映し、私達はこの二者を対比することによって多くのことを知ることができる。

大荆村墾田并野地図をみると、庄所と神下多麻呂家があり、それぞれ泉藏留遺跡と、泉下役遺跡とにあたるらしい（第15・18図）。他方、寺田川嶋遺跡、寺田正沼遺跡、寺田三十苅遺跡は絵図に記されず、寺野となっている。

神家多麻呂家にあたる地区は、莊域調査区の中でも、最も低湿な地区であり、大荆莊成立時にはじめて人が居住しはじめたところである。また遺物採集量も少ない。それに対して寺田地区の遺跡は微高地に立地し、縄文・弥生時代以来の遺物が若干量散布する。また寺田川嶋遺跡では8世紀前半の資料を採集している。

このように莊園絵図には、新しく劣悪な環境に住んだ人のみを記し、従来の集落は野地として扱っている。神護景雲元年（767）において莊域150町歩のうち、未墾野地は130町8反300歩

にのぼるというが、そのかなりは大藪ではなく、在地の人々の集落およびその墾田であったと推察される。莊域開発をはばむものは、財力や労働力の不足ではなく、立ちのき問題であったのかもしれない。同時に莊家に近接して、莊域内に集落が存続したことは、そこに住む人々が莊園経営において一定の役割を荷っていたことを示すとも考えられる。

このように絵図においては、東大寺の一円支配が表現され、東大寺の莊園維持のことなるが、その実態はかなり複雑なものがあったと推察できる。

(b) 大荆莊の衰退

9世紀中頃から10世紀にかけて、東大寺の莊園経営が難しくなってきたことが知られているが、当地域の遺物散布量も9世紀末頃から減少していく。そしてこの現象は、大荆莊比定地のみではなく、常願寺川扇端部全体で生じたことが重要と考える。

このことの最も簡単な解釈は、河川の氾濫等の理由で当地域一帯が衰退したというものであろう。ただし7世紀とは異なり、若干量の遺物が分散的に散布している。

先に絵図に現われない考古学の所見について示したが、逆に分布調査で遺跡と認定しなかった地区は水田であった。遺物散布量の多少によって設定した遺跡は、おもに集落であった可能性が高いことを認識しておかなければならない。そして集落に関しても、集村であるならば判りやすいが、現在も付近に存続する散居村的景観の場合には、遺跡の設定が難しいであろう。

採集資料をみると、大荆莊の衰退期以後、中世にかけて、散布が分散化する傾向がある。おそらくは大荆莊を核とする集村的な体制に基づく開発を基盤として、小規模分散型の体制に転換していったのである。そして集落構造の転換は越中にとどまらずかなり広汎に生じたことと、初期莊園と郡衙の衰退期がほぼ一致することから、この現象は社会そのもの大きな変化の表われであったとみなしたい。^⑧

結　　び

以上のように、当地区においてはじめて考古学的な調査を実施した結果、東大寺領大荆莊の沿革と、当地域全体の動向とについていくつかの知見を加えることができた。最後にこれらを簡単にまとめておこう。

- ① 大荆莊設置に先行して、常願寺川扇状地扇端部の3個所において、ごく小規模な開発が始まった。
- ② 大荆莊は上記3個所のうち、立地が最も不安定であった地区に設定された。
- ③ 大荆莊設置以後、常願寺川扇端部に大遺跡群が成立した。
- ④ 大荆村墾田并野地図で、野地とされるところに集落が存在した。
- ⑤ 大荆村墾田并野地図で、神下多麻呂家とされる地点は、新しく人が居住した低湿などころであり、莊園経営において特に積極的な役割を果たした人物の居所と推定できる。
- ⑥ 9世紀末以後、莊域にとどまらず、常願寺川扇端一帯で遺物の散布量が減少するが、それ

は地域の衰退ではなく、集中型から分散型へという集落景観の変化を反映している可能性が高い。

なお⑥の現象について個人的な歴史観を示すならば、個人支配を原則とする律令国家から、土地支配を重視する王朝国家への転換の一つの表われであったと考える。集村形態は、構成員の掌握や軍事的な面では有利であるが、開発が一定水準に達して以後は、農業生産活動に不便を強いるものである。土地支配とそれにもとづく徴税を重視するならば、人々を集住させるよりも、より自由に開発と生産をおこなわせる方が合理的であったろう。逆にこのことは中世後期に再び集村化が進行することの意味を問うものである。

なお、初期荘園の開発の在り方は、勅施入と豪族施入というような個々の条件によって、多様な形態があったと推察できる。その比較検討は今後の課題であるが、9世紀を境として広く生じた大きな変化をつなぐものが初期荘園であったと考える。

[注]

- ① 石原与作「古代の荘園と条里」『立山町史』1977年 A図をもとに第14図を作成した。
- ② 前掲注①石原論考。
- ③ 前掲注①石原論考のB図と下記論考から第15図を作成した。
藤井一二『初期荘園史の研究』1986年、図7。
- ④ 前掲注③藤井論考。
- ⑤ 前掲注①石原論考。
- ⑥ 藤井一二『初期荘園史の研究』1986年。
- ⑦ 石川考古学研究会・北陸古代土器研究会『シンポジウム北陸の古代土器研究の現状と課題』1988年。
- ⑧ 坂井秀弥「頸城平野古代・中世開発史の一考察」『新潟史学』18、1985年。
- 廣瀬和雄「中世への胎動」『岩波講座日本考古学』第6巻 変化と画期、1986年。